

2022年9月5日

建設業法に基づく営業停止処分のお知らせ

弊社は、元役員が2022年6月1日に香川県土庄町発注の工事入札に係る公契約関係競売等妨害罪の有罪判決を受けたことに伴い、2022年9月2日、国土交通省四国地方整備局から、下記のとおり、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

お客様ならびに関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に全社を挙げて取り組み、早期の信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 停止を命ぜられた営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1)「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 営業停止期間

2022年9月17日から2023年1月14日までの120日間

以上